

2 法定利率関係

弁護士 茶木 真理子

第1 法定利率(新法404条)

1 低金利が長期間継続している経済状況を踏まえ、旧法の定める年5パーセントという法定利率を引き下げることとした。また、経済情勢の変動に対応するため、利率の変動制が導入された。

本条は、法定利息(民法442条、575条等)の利率、及び利率を定めず単に利息を付する旨約した場合の利率に適用される。

2 上記のとおり、利率の変動制が導入されたが、適用される利率は、別段の意思表示がないときは、「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」とされた(1項)。よって、その後、法定利率の変動があっても、利率は固定され、事後的に変更しない。

「その利息が生じた最初の時点」とは、「その利息を支払う義務が生じた最初の時点」を意味するとされている。よって、例えば、金銭消費貸借契約において単に利息を付する旨の特約がある場合は、利息は金銭の交付時より生ずるため(新法589条2項参照)、「利息を支払う義務が生じた最初の時点」とは金銭交付の時点を指すものと解される¹。

3 今回の改正で、法定利率は、まずは3パーセントに引き下げられる(2項)。以後は、3年を一期として、3年毎に見直しを行う(3項)。

見直しの方法については、4項と5項に規定が設けられている。4項によれば、法定利率に変動があった期のうち直近のもの(「直近変動期」)における「基準割合」と、当期における「基準割合」との差に相当する割合を、直近変動期における法定利率に加算又は減算する。ただし、当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、切り捨てる。なお、この場合の「基準割合」とは、5項によれば、その期が始まる2～6年前の5年間における国内銀行が行った短期貸付(新規、かつ貸出期間が1年未満のもの)の利率の平均である。

4 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、なお従前の例による(附則15条1項)。

また4項については、改正後初めて法定利率が変動するまでは、改正法施行後最初の期の「基準割合」を、各期における「基準割合」と比較することになる。また、「直近変動期における法定利率」とは年3パーセントとなる(附則15条2項)。

5 本改正により、商事法定利率を定めた商法514条は削除され、民法の法定利率に一元化される。

6 利率の変動制が採用されたことを受けて、金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則を定めた新法419条1項については、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」、すなわち債務者が遅滞に陥った時点(民法412条参照)における法定利率によって定めると改正された。よって、履行遅滞の状況が継続し、その後弁済等により遅滞が解消するまでに法定利率が変動しても、考慮はしない。なお、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、なお従前の例による(附則17条3項)。

また、将来において取得すべき利益について損害賠償額を算定する場合は中間利息の控除を行うが、この点についても新たな規定が設けられ、「損害賠償の請求権が生じた時点」を基準に行うことが明文化された(新法417条の2第1項)。将来において負担すべき費用についても、同様である(同条2項)。債務不履行時や不法行為時以後の法定利率が変動しても、考慮はしない。なお、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、本条は適用されない(附則17条2項)。

以上について部会資料²をもとに整理すると、不法行為についての損害賠償請求権は、不法行為時に発生し、直ちに遅滞に陥るとされているので、損害賠償額の算定と中間利息控除の両方について不法行為時の法定利率が適用される。安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任については、事故発生時に損害賠償請求権が生じているので、中間利息控除に用いる法定利率は事故発生時のものが適用される。他方で、この損害賠償請求権は期限の定めのない債務と解されているから、履行の請求をしたときから遅滞となる(民法412条3項)ため、損害賠償額の算定に用いる法定利率は請求時のものが適用される。

7 実際に法定利率が変動することになる場合は、ある時点で同時に存在する債権でも異なる法定利率が適用になる場合が生じるから、債権管理をする上で注意が必要である。

- 1 潮見佳男『新債権総論I』239頁(信山社、第1版、平成29年)
- 2 法制審議会民法(債権関係)部会(法務省Webサイト)
http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html 第93回会議(81B)